

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年 2月 17日～ 2025年 2月 16日
までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 2022年 2月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：2024年 2月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2023年 3月～ 社員へのアンケート調査
- 2023年 6月～ 各部署毎に問題点の検討
- 2024年 1月～ ノー残業デーの実施
イントラネットなどによる社員への周知

目標3：テレワークを導入し、週2日程度のテレワークを促進する。

<対策>

- 2022年 4月～ 社内検討委員会を設置し、対象業務や対象者、ルール等について検討
- 2023年 3月～ 試行実施し、課題を分析・対策実施
- 2023年 4月～ 本格導入

※参考・・・テレワークガイドライン（厚労省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html